

平成 2 1 年度ダイオキシン類対策特別措置法に
基づく自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第 2 8 条第 4 項の規定に基づき、廃棄物焼却炉など同法に規定する特定施設の設置者から報告のあった、排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果を次のとおり公表する。

1 対象施設及び事業場

・対象施設：100 施設（84 事業場）

（平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日の間に設置されていた施設）

2 自主測定結果

（1）大気基準適用施設

排出ガス

報告のあった 6 7 施設の排出ガスの測定結果 7 8 件全てが、適用される排出基準値以下であった。

表 1 排出ガス中のダイオキシン類濃度分布

大気基準適用施設			施設数 (報告件数)	濃度分布 (ng-TEQ/m ³ N)			
				1 以下	1 ~ 5 以下	5 ~ 10 以下	1 0 ~
廃棄物 焼却炉	2 t/h 未満	既設	3 9 (3 8)	3 2 (3 1)	6 (6)	1 (1)	0 (0)
		新設	1 5 (1 5)	1 1 (1 1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
	2 t/h 以上 4 t/h 未満	既設	1 0 (1 6)	1 0 (1 6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		新設	2 (8)	2 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	アルミニウム溶解炉	既設	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		新設	-	-	-	-	-
計			6 7 (7 8)	5 6 (6 7)	1 0 (1 0)	1 (1)	0 (0)

(排出基準値)

廃棄物焼却炉

焼却能力が 2 t/h 未満

既設施設	10 ng-TEQ / m ³ N
新設施設 (H12.1.15以降に設置)	5 ng-TEQ / m ³ N

焼却能力が 2 t/h 以上 4 t/h 未満

既設施設	5 ng-TEQ / m ³ N
新設施設 (H12.1.15以降に設置)	1 ng-TEQ / m ³ N

アルミニウム溶解炉

既設施設	5 ng-TEQ / m ³ N
新設施設 (H12.1.15以降に設置)	1 ng-TEQ / m ³ N

ばいじん

報告のあった、48施設のばいじんの測定結果46件のうち、処理基準が適用される40件全てが基準値以下であった。

表2 ばいじんのダイオキシン類濃度状況

施設		施設数 (報告件数)	基準 適用 除外	処理基準適用		
				3 ng-TEQ/ g 以下	3 ng-TEQ/ g ~	最小~最大 (ng-TEQ/ g)
廃棄物	既設	35 (31)	10 (6)	25 (25)	0 (0)	0~2.9
	焼却炉	13 (15)	0 (0)	13 (15)	0 (0)	0~2.3
計		48 (46)	10 (6)	38 (40)	0 (0)	

燃え殻

報告のあった、49施設の燃え殻の測定結果45件の全てが基準値以下であった。

表3 燃え殻のダイオキシン類濃度状況

施設		施設数 (報告件数)	基準 適用 除外	処理基準適用		
				3 ng-TEQ/ g 以下	3 ng-TEQ/ g ~	最小~最大 (ng-TEQ/ g)
廃棄物	既設	39 (35)	0 (0)	39 (35)	0 (0)	0~2.4
	焼却炉	10 (10)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0~1.2
計		49 (45)	0 (0)	49 (45)	0 (0)	

その他

混合灰及び排出ガスを処理する湿式集じん施設からの排水処理汚泥の測

定結果の報告があったが、全て基準値以下であった。

表4 その他のダイオキシン類濃度状況

施設		試料種別	施設数 (報告件数)	処理基準適用		
				3 ng-TEQ/ g 以下	3 ng-TEQ/ g ~	最小 ~ 最大 (ng-TEQ/ g)
廃棄物焼却炉	既設	混合灰	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.0019
		汚泥	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.000013
計			2 (2)	2 (2)	0 (0)	

ばいじん：集じん機で集めて排出される灰（飛灰、集じん灰等）

燃え殻：炉底部から排出される灰（焼却灰等）

混合灰：廃棄物焼却炉の構造上「ばいじん」と「燃え殻」を分離排出できないもの

汚泥：排出ガスを処理する湿式集じん施設からの排水処理汚泥

基準適用除外：セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行ったことにより基準の適用を受けないもの

（処理基準値）

既設施設	3 ng-TEQ / g
新設施設（H12.1.15以降に設置）	3 ng-TEQ / g

(2) 水質基準適用事業場

・対象事業場：10事業場

(内訳)

平成21年度中に試料採取が行われ、平成22年8月末までに報告
のあったもの 4事業場

水質基準対象事業場からの排出水がないため報告義務のないもの

4事業場

廃止

2事業場

報告のあった、排出水の測定結果4件の全てが、適用される排出基準値
以下であった。

表3 排出水中のダイオキシン類濃度状況

水質基準適用事業場		報告数	10pg-TEQ/ℓ 以下	10pg-TEQ/ℓ ~	最小~最大 (pg-TEQ/ℓ)
廃棄物焼却炉の	既設	3	3	0	0.00016~0.0023
湿式集じん施設	新設	1	1	0	0.0066

(排出基準値)

既設施設	10 pg-TEQ/ℓ
新設施設 (H12.1.15以降に設置)	10 pg-TEQ/ℓ

3 今後の指導等

(1) 排出ガス、ばいじん及び燃え殻等の測定結果が排出基準値や処理基準値
を超えた場合には、それぞれ必要な対策を指示し、ダイオキシン類対策特
別措置法を遵守するよう指導している。

(2) 期間中自主測定を実施していなかった施設については、早急を実施する
よう指導している。

4 自主測定結果の資料閲覧について

各事業所別の測定結果の一覧表は、下記の窓口で閲覧できるほか、県のホームページに掲載する。

【窓口】

環境部廃棄物対策課（審査グループ）

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階

電話 076-225-1472

南加賀保健福祉センター（生活環境課）

小松市園町又48番地

電話 0761-22-0795

石川中央保健福祉センター（生活環境課）

白山市馬場2丁目7番地

電話 076-275-2642

能登中部保健福祉センター（生活環境課）

七尾市本府中町ソ27番9

電話 0767-53-2482

能登北部保健福祉センター（生活環境課）

輪島市鳳至町畠田102番4

電話 0768-22-2011